

認定こども園下関短期大学附属第一幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、認定こども園下関短期大学附属第一幼稚園園則第1条に定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法、学校教育法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法（以下、法という）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育・保育の内容)

第2条 本園は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第6条に定めるとおりとする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第4条 本園の利用定員は、法第19条第1項に掲げる区分ごとに次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（満3歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「1号子ども」という。） 60人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども。以下「2号子ども」という。） 30人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 12人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人

休業日

第5条 本園の1号子どもに関する休業日については、園則第8条のとおりとする。

2 本園の2号子ども及び3号子どもどもに関する休業日については、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始 12月29日から1月3日まで
- (4) 盆休 8月14日から8月16日まで
- (5) 感染症、災害その他の理由により園長が特に認めた日

(教育・保育を提供する日)

第6条 本園の1号子どもに関する教育を提供する日は、月曜日から金曜日とする。ただし、第5条第1項に掲げる休業日は除く。

2 本園の2号子ども及び3号子どもに関する保育を提供する日は、月曜日から土曜日とする。ただし、第5条第2項に掲げる休業日は除く。

(教育・保育を提供する時間)

第7条 本園の教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 1号子ども(教育標準時間認定)に関する教育時間

月曜日～金曜日 午前10時から午後2時まで

ただし、上記の教育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、次に定めるとおり時間外保育を提供する。

(ア)月曜日～金曜日 午後2時から午後5時まで

(イ)長期休業中(学年始め、夏季、冬季、学年末休業中) 月曜日～金曜日 午前9時から午後1時まで

(2) 2号子ども及び3号子ども(保育標準時間認定)に関する教育・保育時間

月曜日～金曜日 午前7時30分から午後6時まで

土曜日 午前7時30分から午後3時30分まで

(3) 2号子ども及び3号子ども(保育短時間認定)に関する教育・保育時間

月曜日～金曜日 午前7時30分から午後6時までの内8時間

土曜日 午前7時30分から午後3時30分まで

ただし、上記の教育・保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、次に定めるとおり時間外保育を提供する。

月曜日～金曜日 午後6時まで(届出をした教育・保育時間終了後に限る)

(保育料等)

第8条 保育料等は、園則第14条に定めるとおりとする。

2 前項に定める保育料等の他に次に定める実費経費を徴収するものとする。

(1) 給食費

1号子ども 月額4,500円(主食・副食相当額) 8月は徴収しない。

2号子ども 月額5,600円(主食・副食・おやつ相当額)

2号子ども(土曜日の利用者のみ) 1食250円(給食・おやつ相当額)

3号子ども 不要(主食・副食・おやつ相当額は、保育料に含む。)

(2) 通園バス利用料(利用者のみ) 月額3,500円(片道利用の場合、又は、兄弟姉妹が同時在園する場合の第2子は1,750円) 8月は徴収しない。)

(3) その他教育・保育のために必要な実費

3 時間外保育(預り保育)利用料については次に定めるとおり徴収するものとする。

(1) 1号子ども(利用者のみ)

(ア)月曜日から金曜日

月額 300円

(イ)長期休業中

月額 400円

(2) 2号子ども及び3号子ども(保育短時間認定の利用者のみ)

月曜日から金曜日 月額 100円

4 在園児の保護者は、当該園児の出席の有無にかかわらず、第2項の実費経費を園の定める日までに納入しなければならない。

5 第2項の(1)2号子ども(土曜日の利用者のみ)の給食費及び第3項の時間外保育(預かり保育)利用料は、原則としてその都度納入するものとする。

(入園)

第9条 本園の入園に関する事項については、園則第9条に定めるとおりとする。

2 本園に利用の申込みのあった1号子どもについて、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - (3) 本園の運営方針等に同意が得られない場合
 - (4) 当該子どもの居住地が、本園が定める通園標準区域外となる場合
- 3 本園に利用の申込みのあった1号子どもの数が利用定員の総数を超える場合については、次の方法により選考を行い、入園者を決定する。
- (1) 兄弟姉妹が本園に在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) 卒園児の弟妹、子弟は、優先して入園させる。
 - (3) その他の者は、面接により選考し、入園者を決定する。
- 4 前項の選考の方法その他入園に必要な手続については、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、2号子ども及び3号子どもについては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定する。
- 5 本園は、2号子ども及び3号子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対しできる限り協力する。
- 6 入園を許可された者は、必要な事項等を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

(退園又は休園)

第10条 本園の退園又は休園に関する事項については、園則第11条に定めるとおりとする。

(利用の終了)

第11条 本園を利用している2号子ども又は3号子どもが、次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了する。

- (1) 園児が本園を卒園したとき、ただし、2号子どもについては3月31日まで保育を提供する
- (2) 保護者が、法に定める2号認定の支給要件に該当しなくなり、1号認定の申請を行わなかったとき
- (3) 保護者が、法に定める3号認定の支給要件に該当しなくなったとき
- (4) 保護者から本園の利用の取り消しの申出があったとき
- (5) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第12条 本園において、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、関係機関及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、教職員へ周知し、定期的に必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。